## ○登別市議会サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例(平成23年条例第8号)第3条第3号の議会 サポーター制度に関し、必要な事項を定めるものです。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
  - (1) 市民 市内に居住又は市内の企業、学校等に就労若しくは就学している者
- (2) 専門的な知識等を有する者 学術、文化、福祉、教育、経済等の各分野における専門 的な知識及び経験を有する者

(設置)

- 第3条 議会の政策形成機能、審査機能等を高めるため、次の各号に掲げる議会サポーター (以下「サポーター」という。)を設置します。
- (1) 市民で構成する議会サポーター(以下「市民サポーター」という。)
- (2) 専門的な知識等を有する者で構成する議会サポーター(以下「専門的サポーター」という。)
- 2 前項のサポーターは次に定める人数とします。
- (1) 市民サポーター 15名以内
- (2)専門的サポーター 5名以内

(役割)

- 第4条 市民サポーターは、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1)委員会において必要と認めたとき、議案等の審査又は調査のための参考意見を述べること。
- (2)前号に定める機会がない場合にあっても、委員会の委員と毎年5月から翌年4月までの間に1回以上、意見交換を行うこと。
- 2 専門的サポーターは、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1)委員会において必要と認めたとき、議案等の審査又は調査のための参考意見を述べること。
- (2) 議長が必要と認めたとき、議案等の審査又は調査のための参考意見を述べること。

(募集方法)

- 第5条 市民サポーターの募集は、公募によるものとします。ただし、議長は、適当と認め た団体等に対し適任者の推薦を依頼することができるものとします。
- 2 専門的サポーターは、議長が指名します。

(登録)

- 第6条 市民サポーターになろうとする者は、委員会別にあらかじめ登録してもらうもの とします。
- 2 サポーターの登録期間は、2年とし再登録を妨げません。
- 3 サポーターの氏名は、登別市議会ホームページ等により、公開するものとします。

(謝礼等)

- 第7条 サポーターへの謝礼等は、次のとおりとします。
- (1) 市民サポーターは、無償とします。
- (2) 専門的サポーターは、議長が必要と認めたときは、支給することができるものとします。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとします。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行します。